

# 大分県文化振興基本方針

－ 感動を今、そして未来へ －

平成28年3月  
大分県

目次

第1	策定の背景	1
第2	基本方針の位置付け	2
第3	基本理念	3
第4	基本視点(文化振興施策を推進する視点)	3
第5	推進体制の充実	6

# 大分県文化振興基本方針

－感動を今、そして未来へ－

平成 17 年 3 月 7 日決定

平成 28 年 3 月 31 日一部改定

## 第 1 策定の背景

私たちのふるさと大分は、美しく豊かな自然の恵みを受けて、古来から地域の固有の歴史と風土に育まれた数多くの個性的な文化を築き上げてきました。その文化遺産の恩恵を受けた文化環境の中で私たちが日々の生活を営んでいます。

いま、少子高齢化、過疎化の進行や、情報化や交通網の整備による生活圏の拡大、地方分権を目指す行政圏の拡大、国際化や環境問題への対応など新たな時代の変化によって地域社会が大きな変貌を遂げようとしています。そのなかで、今日まで受け継がれてきた地域の伝統文化や生活文化の保存と継承が求められるとともに、変化に対応した地域社会を支える文化の創造が求められています。

また、経済の発展による社会の成熟化や人々の高学歴化、情報通信技術などの科学技術の進展に伴い、人々の価値観や生活様式が大きく変化、多様化しています。人々はゆとりや潤いの感じられる快適な暮らしや、いきがい、心のやすらぎを求めるなど生活の質を重視するようになり、それらに寄与する文化芸術(注1)の意義が広く認識され、文化を通じた真の豊かさが求められるようになってきています。こうした人々の要求に応じた文化の振興が社会の課題となっています。

芸術文化は、人々の感性に訴え、深い感動を与えて、人々を様々な活動に導き、その文化のエネルギーが社会経済に影響を与え、新たな活力をもたらします。県民が主体的に活発な文化活動を行う、活気に満ち、賑わいあふれる「元気な大分県」を創っていく取り組みが必要です。

そのため、大分県では、平成16年に文化振興に取り組む県の姿勢と責務を明らかにした「大分県文化振興条例」を制定し、県民一人ひとりが地域で「安心」して心豊かに暮らすことができ、文化を活かした「活力」ある地域を創ることにより、文化を担う人々がいきいきと活動し「発展」する大分県づくりをめざして、文化振興施策を総合的かつ計画的に推進していくことといたしました。

基本方針の制定後10年が経過した現在、その間少子高齢化はさらに進展し、我が国は本格的な人口減少社会を迎えています。依然として地方から都市部への人口流出も続き、地方では地域社会の衰退、さらには地域コミュニティの消滅が懸念されています。このような状況の中、国では文化芸術を地方創生の起爆剤としてとらえ、芸術文化、町並み、地域の歴史等を地域資源として戦略的に活用し、地域の特色に応じて地域活性化を図る新しい動きを支援しようとしています。県においても平成27年4月に大分県立美術館が開館し、県立総合文化センターとあわせて芸術文化創造の拠点となる「芸術文化ゾーン」が誕生しました。今後は、芸術文化ゾーンと関係団体や県内各地で開催されているアートプロジェクト等とが連携するとともに、芸術文化の創造性を活かして教育、産業、福祉といった様々な行政課題に対応する「創造県おおいた」の取り組みを推進していく必要があります。

今回、こうした本県における芸術文化を取り巻く大きな環境の変化を捉えて、基本方針の一部を見直すこととしました。

## 第2 基本方針の位置づけ

この「文化振興基本方針」は、県の文化振興の基本理念と県の責務を明らかにし文化振興施策の基本となる事項を定めている「大分県文化振興条例」の第7条に基づき、県として「文化振興施策を総合的かつ計画的に推進するために定める」ものです。今後、この方針に沿って文化振興施策の推進に努めていきます。

なお、第6条に基づき、「文化振興施策の策定と実施に当たっては、県民の自主性及び創造性が発揮されるよう十分配慮しつつ、県民が文化に親しみ、文化

を生活にいかし、文化を創造することができるよう、必要な諸条件の整備に努める」とともに、第3条第2項に基づき、「県の行うあらゆる施策に文化的視点を取り入れるよう努める」こととします。したがって、芸術文化、伝統文化などの諸分野にわたる本来的な文化振興の施策のみならず、生活文化を含め、県行政の多様な分野においても本方針に沿った施策を実施するよう努めるものです。

さらに、第4条第2項に基づき、県が「市町村の文化振興施策について必要な支援及び助成を行う」際の指針ともなるものです。

また、本方針は中長期の施策の基本方針となるものですが、社会経済情勢の変化等に対応して、適宜内容の見直しと変更を行うこととします。さらに、本方針で示した基本理念や文化振興施策を推進する視点を具体的実現するために、短期の目標を定めたアクションプランを策定し、施策の評価を行うとともに、その結果や社会経済情勢の変化に応じ、概ね3年を目途に見直しを行うものとします。

### 第3 基本理念

文化振興の推進に当たっては、文化振興条例第2条に掲げられた次の三つの基本理念にのっとり、施策を総合的に策定、実施します。

- 1 地域文化の創造並びに伝統文化の保存と継承を通じて、活力ある地域社会を形成することにより、**文化の香り高いふるさと大分**を創造する。
- 2 **文化の担い手が一人ひとりの県民**であることを認識し、県民の主体的な参加による自由な発想と文化活動を尊重する。
- 3 芸術文化、伝統文化、生活文化等は、県民が誇りと独自性を感じることができる**県民の共通の財産**として尊重され、将来の世代に引き継がれるよう努める。

### 第4 基本視点(文化振興施策を推進する視点)

基本理念にのっとり、文化振興施策の実施に当たって常に配慮していくべき

基本視点を、「人」を育て活かす、「伝統」を活かす、「本物」の文化にふれる、「創造県おおいた」の取組、「芸術文化ゾーン」の誕生、というキーワードによって集約、表現し様々な施策展開を図っていきます。

## ① 「人」を育て活かす

文化は主として人間の精神活動の所産であり、文化にかかる全ての営みにおいて「人」が基本となります。豊かな文化を生み出し育てるのも「人」であり、これを享受するのも「人」です。「文化の担い手は県民一人ひとり」であり、文化を理解し、文化活動に主体的に参加し、文化を生活の隅々まで活かすことのできる「人」を創り育てていくことが必要です。文化に対する関心が高まる一方で、伝統芸能、芸術分野などでは後継者不足や指導者不足が表面化してきており、若手芸術家や継承者の養成などの人材育成に努めていきます。次代の社会・文化を担う子どもたちについて、その感性を磨き、豊かな人間性と創造性を育むためには、学校教育や地域活動を通じ、子どもが文化に親しみ参加する機会をつくり、子どもたちが心豊かな人間として成長するためのバックボーンを形成することが大切です。特に、教育現場においては文化芸術を通じた子どもたちの情操教育に取り組むことが必要です。

また、地域振興や企業活動には、文化的センスをもったリーダーが必要とされており、地域文化に根ざしたおもてなしの心をもった人たちの存在と積極的な活動が観光振興につながります。県民一人ひとりがそれぞれの地域や文化を愛し、文化活動を自主的に展開するための施策を推進します。

## ② 「伝統」を生かす

文化は、先人が地域の自然や風土の中で形づくってきた、かけがえのない貴重な遺産です。これらは地域に住むものアイデンティティ（注2）を形成し、郷土への愛着と誇りを育むものです。大分県には数多くの豊かな文化遺産があり、これらは「県民共通の財産」として尊重されるべきものです。大分県は、海岸部から平野部、高原、盆地など複雑な地形に応じた、温暖な地域から高冷地まで変化に富んだ気候をもつとともに、豊かで美しい海と緑の山々、豊富な温泉や湧水など多様な自然に恵まれ、個性豊かな風土を形成しています。また、

約 300 年にわたった小藩分立の歴史によって、それぞれの地域で独自の気風が育っています。このことが県内の各地域に多様性に富んだ独特の文化財や伝統芸能などの伝統文化が存在する背景となっています。また、大分県は古来、宇佐八幡文化、六郷満山の仏教文化が華ひらき、キリシタン文化の導入、さらには三浦梅園、帆足万里、広瀬淡窓、田能村竹田、前野良沢、福沢諭吉などの江戸期や明治の文明開化に活躍した先人にみられるように、異文化を積極的に摂取・融合し、固有の文化を創造する進取の精神に富んでいるといわれています。

しかし、市町村合併が進展する中、新しい市・町における文化行政の充実が期待される一方、周辺地域が保持・継承してきた固有の文化の衰退も懸念されます。自然と歴史に根ざし、人々によって伝えられた多彩な文化を尊重し、保存・継承するとともに、伝統を生かした新たな文化の創造や地域づくり、観光振興、産業振興を推進する必要があります。また、地域の伝統を再認識することは、コミュニティの再生にもつながっていきます。

### ③ 「本物」の文化にふれる

文化は、人々の心を豊かにし、ゆとりと潤い、安らぎといきがいをもたらすものです。文化とは人間の精神活動が創りだした創造的価値の集積といえます。その精華である優れた芸術作品、音楽、演劇、舞踏等の芸術を鑑賞し、あるいは鍛え上げられた技術によるハイレベルのスポーツ競技などを観戦することは、人々に感動と喜び、夢と希望をもたらします。そして、人々の感性を磨き、自分の個性を発見し、それぞれに合った文化活動に主体的に参加し、実践する動機付けともなります。そうした一人ひとりの文化活動が、「**文化の香り高いふるさと大分の創造**」につながります。そのため海外の優れた芸術をはじめ、県民に様々な分野の優れた文化芸術の鑑賞機会を提供することが重要となります。それには、県民ができるだけ身近な場所で、しかも比較的容易に文化芸術の鑑賞ができるように配慮することも必要です。そのための様々な文化情報の提供にも努めます。また、企業の協賛やNPO・ボランティアの協力など民間活力を活かし、文化団体や市町村とも連携を取りながら、良好な文化環境の整備に努めます。

#### ④ 「芸術文化ゾーン」の誕生と「創造県おおいた」の取組

平成27年4月に大分県立美術館が開館し、隣接する県立総合文化センターと一体となった「芸術文化ゾーン」が誕生しました。ゾーンの果たす役割については、その誕生以前から検討されてきましたが、その一つとして美術と音楽、演劇、舞台等の幅広い分野の芸術文化が融合し、新たな価値を創造する中心としての役割が期待されています。そのような「**芸術文化の持つ創造性**」を、行政、芸術家や文化団体、企業、大学、住民などが連携して産業振興や都市再生に活用しようという取組は「創造都市（クリエイティブ・シティ）」として国内外で注目されつつあります。国においても芸術文化の持つ創造性を地域振興、観光・産業振興等に活用し、地域課題への対応に取り組む地方自治体を「文化芸術創造都市」と位置づけるとともに、国内外の創造都市間の連携・交流を促進する「創造都市ネットワーク（CCNJ）」の活動を支援しています。本県も平成26年6月にCCNJに加盟し、芸術文化の持つ創造性を教育、産業、福祉など様々な分野の社会的・経済的課題への対応に活かしていく「創造県おおいた」の取組を進めていきます。

## 第5 推進体制の充実

### ① 県民・文化団体等・行政の連携強化の充実

文化振興県民会議を中心として、文化の担い手である県民、文化団体等と行政とが連携を強化して文化振興の総合的な推進を図ります。

文化活動を行う県民と民間団体、企業等が、その特徴を生かしながら役割を分担し、連携・協働できるような環境づくりを推進します。

### ② 国・県・市町村の協力連携の充実

施策を推進する行政間が互いに連携協力し、協働・分担を図りながら文化振興が効果的に実施されるために、「文化芸術振興基本法」等に基づいて文化振興策を実施する国と、「文化振興条例」に基づいて広域的な視点で施策を展開する県、及び住民に身近な取り組みを行う市町村とが連携をとって文化振興を推進します。



県においても、庁内の関係部局間の連絡調整の強化を図り、施策の総合的な進行管理を行います。

---

**(注1)文化芸術**

大分県文化振興基本方針では、大分県文化振興条例に規定する「芸術文化」「伝統文化」「生活文化等」を総称して「文化芸術」と以下で記述します。

**(注2)アイデンティティ**

人格における存在証明または同一性。ある人の一貫性が時間的・空間的に成り立ち、それが他者や共同体からも認められていること。自己の存在証明。自己同一性。(広辞苑による)

